

日野市イノベーションビジョン 策定支援業務委託仕様書

1. 業務の目的

本業務は東京都の「多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル」事業（東京都都市整備局令和2年度から継続）による補助金の交付を受け、実施する事業であり、「日野市イノベーションビジョン」の策定と関連事業の推進を行うものである。

策定にあたっては、令和2年度に本業務で実施した基礎調査、作成したイノベーションビジョン素案ほか、成果報告資料等を踏まえると共に、「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日野市SDGs未来都市計画」、東京都「未来の東京戦略ビジョン」、「東京都イノベーション創出拠点の形成に向けたまちづくり方針」などを勘案し、本業務の趣旨・目的を十分に理解した上で実施する。

2. 業務の実施期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日までとする。

3. 提出書類

- (1) 着手時…着手届、計画書等
- (2) 完了時…完了届、報告書等

4. 業務の対象地域

日野市

5. 委託業務内容

受託者は、市担当者と協議・調整の上、市担当者と協力して、次の業務を行う。

- (1) 「日野市イノベーションビジョン」の策定支援
 - ・ 昨年実施した基礎調査、「日野市イノベーションビジョン」案に対して、2020年中に起きた変化（人口動態、経済への影響）の追加調査を行うこと。
 - ・ また、基礎調査実施後に策定された日野市の各種関連計画や取り組む施策、東京都「未来の東京戦略ビジョン」（R3年3月）、「東京都イノベーション創出拠点の形成に向けたまちづくり方針」（R2年2月）、「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」（R3年3月）、「新しい多摩の振興プラン（仮称）」等を踏まえた、多摩地域・日野市のイノベーションの考え方、産業・まちづくりについて追加調査を実施し、地域の将来像を描くストーリー作りを支援すること。

(項目案)

- ① 日野市の産業、まちづくりの経過と現状
- ② 直面する課題の整理、今後の見通し
- ③ 目指すべき将来の産業、まちづくりの在り方
- ④ イノベーション施策の方向性、実行戦略

(2) 社会課題をテーマとした共創の場の開催支援

① (仮) まちづくりラボの開催 (3回程度)

様々な社会課題、SDGs のゴールを通じて、今日の社会が置かれている状況を、地域、東京都、国、世界の視点から学び、その課題解決に向けた取組みを市民、企業、大学、行政がそれぞれの立場・役割を相互に認識するとともに、共創の意識を醸成する場とします。

② 「日野市SDGsプラットフォーム」の開催支援 (2回程度)

ビジネスや研究活動の視点から地域での実証活動を通じて社会課題・地域課題の解決に取り組む企業、大学、創業者やNPOなどを対象に、それぞれの活動や問題意識を共有し、また地域社会との共創の意義や方法などの学びを通じて相互の連携意識を組成する事を目的に「日野市SDGsプラットフォーム」を開催します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、2回のうち1回はWEB会議システムによる開催を予定しています。

上記、①、②の開催に当たっては、日野市が会場を決定、確保します。その他実施内容及び方法の詳細については、受託者と日野市の協議の上で定めるものとします。

(3) 事務局支援

- ・事務局との連絡を綿密にすること。
- ・作業段階に応じ、事務局と打ち合わせを実施すること。
- ・その他、必要と思われる事項を適宜提案し、実施または実施の支援を行うこと。

6. 成果物

受託者は成果物として以下の媒体物を納品する。なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は日野市に帰属するものとする。

(1) 「(仮称) 日野市イノベーションビジョン」

A4冊子形式(無線綴じ)、100部、50ページ程度(提案可)

色数：オールカラー

(2) 「(仮称) 日野市イノベーションビジョン概要版」

B5～A5冊子形式(中綴じ)、250部、8ページ(提案可)

色数：オールカラー

(3) 電子媒体

(1)、(2) の C R - R 又は D V D - R 2 部 (形式 Microsoft Word、P D F 等)

(5) 各種会議等の議事録

(6) その他本委託業務において作成した資料等

※成果物を作成するにあたっては、以下に留意すること。

- ・図や表を適宜使用するほか、データや情報などについてもわかりやく視覚的に表現する (インフォグラフィックなど) ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。
- ・専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

7. 業務完了確認

業務履行完了を書面で報告し、検査担当職員の検査を受けること。

8. 支払方法

業務完了後一括で支払うものとする。

9. その他

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務を履行するにあたって「日野市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。また、個人情報等をはじめとする日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、市の求めに応じて「情報保護に関する報告書」、「特定個人情報保護に関する報告書」を提出すること。

なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」は市ホームページの入札情報から入手できる。

(2) 環境管理

日野市では、事務事業のあらゆる領域における環境への負荷の低減を目指して環境マネジメントシステム「ひのエコ」を運用している。現在も環境負荷低減に努める事業者として市域で先導的な役割を担っていることから、本業務の実施に当たっても環境負荷低減に向けた「環境管理上の要望について」を遵守しなければならない。また、洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

なお、「環境管理上の要望について」は市ホームページの入札情報から入手できる。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和2年4月施行)」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。